

予防接種当日、保護者以外の方が同伴する場合は委任状が必要です。

お子さんが定期予防接種を受ける場合、保護者（親権を行う者または後見人）が同伴することが原則です。しかし、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っており、予診票の内容をよく理解している親族（祖父母等）などが同伴することは差し支えありません。

その場合は、保護者の委任状が必要となります。予診票と一緒に医療機関の受付に提出してください。

<お問い合わせ>

日進市健康課（保健センター）

電話 0561-72-0770 FAX 0561-74-0244

E-mail kenko@city.nisshin.lg.jp

-----<きりとり>-----

定期予防接種委任状

平成 年 月 日

日進市長 あて

今回の予防接種を受けるにあたり、私（保護者）が特段の理由により同伴できないため、被接種者の健康状態を熟知している受任者を代理人と定めます。

私は、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などを理解した上で、本日の定期予防接種に関する一切の権限を代理人に委任します。

被接種者（お子さん）

氏名 _____

保護者（委任者）自署

氏名 _____ 印

住所 日進市 _____

電話 _____

代理人（受任者）

氏名 _____

住所 _____

お子さんとの関係（続柄） 祖父・祖母・おじ・おば・その他（ ）

※ 医療機関は本委任状を、予診票兼接種券と共に日進市健康課（保健センター）へ提出してください。